

立命館大学大学院法務研究科 2014 年度自己評価報告書

目次

- I 育成する人材像と研究科の教学目標
- II 研究科を取り巻く情勢と 2014 年度の教学課題
- III カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況
- IV F D等の授業改善
- V 2015 年度入試
- VI 学習・進路就職支援
- VII 教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用
- VIII 法務研究科の運営について
- IX 2014 年度研究業績

I 育成する人材像と研究科の教学目標

1. アドミッションポリシー

本研究科は、「私立京都法政学校」から始まる 100 年にわたる立命館建学の精神および教育理念に則り、豊かな人間性と国際的視野を持った法曹を養成し、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。より具体的には、グローバルな視点と鋭い人権感覚を備え、さまざまな分野・専門領域において活動する法曹という意味での「21 世紀地球市民法曹」を養成することを目的としている。

2. 学力形成・進路就職目標

(1) 地球市民法曹養成のための特色あるプログラム

教学理念である地球市民法曹養成のために、本研究科は、第 1 にグローバルな視点の養成という点では、アメリカン大学からの派遣教員による「英米法」の講義や、その協力の下にワシントンDCで実施している「外国法務演習」、シドニー大学と共同で開講している「京都セミナー」及び単位外となるが「東京セミナー」といった科目によって、その実現を図っている。

第 2 の法曹としての専門分野の能力開拓は、展開・先端科目の 8 単位プログラム・バック制（ただし、現在は、1 パック履修が必修ではない。）により、講義 4 単位と演習 4 単位をセットで履修できることとすることで、その実現を図っている。

第 3 の鋭い人権感覚と公共性の担い手意識の養成は、とりわけ、「リーガルクリニック I・II」及び「エクスターンシップ」という臨床系科目の選択必修制によって現場の感覚を学ぶことで、その実現を図っている。リーガルクリニック I に関しては、舞鶴市と連携しての出

張法律相談を実施し、また、同Ⅱについても地方自治体や各種 NPO 法人等との連携や新聞等のマス・メディアを通じた広報を通じて相談者の確保を図っている。エクスターンシップの実習受入先確保については京都・大阪・奈良の 3 弁護士会所属弁護士を中心とした連携や民間企業や地方自治体の法務部門との連携にも努め、一定数の受け入れ先を確保している。

これらのプログラムは、本研究科における法曹養成教育の特色として、受験生、学生、社会にアピールしているとともに、2012 年度に実施された日弁連法務研究財団による認証評価にあたっては A 評価と高く評価されている。

(2) 司法試験合格に向けた学力形成

本研究科は、司法試験に合格し法曹への道を拓くとともに、上述のような特色ある質の高い法曹を送り出していくことを目指している。法曹になるためには司法試験に合格しなければならない。2014 年度司法試験においては、全国 13 位となる 33 名の本研究科修了者が合格した。合格者数が前年度より 7 名減り、また、修了 1 年目受験者の合格数が前年度を 1 名下回ったことは残念であるが、全国の法科大学院の中では前年度と同順位を維持した。今後とも教育内容・方法の一層の改善を進め、また修了後の継続的学習の環境形成・サポート体制も充実させていく。

Ⅱ 研究科を取り巻く情勢と 2014 年度の教学課題

1. 社会的環境

適性試験の受験者の減少には依然として歯止めのかからない状況が続いている。2014 年度は、実受験者（入学資格を有する実受験者数）3,994 名であり、2013 年度の実受験者数 4,792 名と比較して、83.3%に留まる。法科大学院進学希望者の数は、近時、前年比でほぼ 20%ずつ減少する傾向が依然として続く。この傾向に合わせ、本学志願者・入学者も年々減少し、非常に厳しい環境が続いている。これに加え、司法試験合格者の就職難に関する報道などにより、法科大学院進学希望者の数の減少が、いつ下げ止まるか不明な状況である。なお、2014 年度の司法試験予備試験の合格者数は 356 名であり、2013 年度の 351 名に比べてほぼ横ばいとなっている。しかし、350 名もの合格者がいることから、法曹希望の法学部生にとって予備試験の方が法科大学院進学よりも優先順位の高いキャリアパスとなる傾向を生んでいる。

他方、司法試験合格者は、当初の目標が 3,000 人であったが、2008 年度 2,065 人、2009 年度 2,043 人、2010 年 2,074 人、2011 年度 2,063 人、2012 年度 2,102 人、2013 年度 2,049 人と 2,000 人以上を維持してきたが、2014 年度 1,810 人となり、初めて 2,000 人を下回った。

以上のように、法科大学院は制度的に非常に厳しい環境のもとに置かれており、これに対応して、各法科大学院とも定員を削減する動きが続いている。本法科大学院においても少人数による一層充実した教育を実現するため、2016 年度より、入学定員を 100 名（未修 30

名、既修 70 名) から 70 名 (未修 20 名、既修 50 名) に削減することを決定した。

2. 学生実態

本法科大学院の 2014 年度入学者は 42 名と、昨年度より 15 名減で、過去最少であった。これを出身大学別にみると、①立命館大学 24 名 (法学部 22 名、前年度 28 名)、②関西大学 3 名、③京都女子大学 2 名の順で、他は 1 名である。全体的な受験生の減少に伴い、立命館大学出身者が 57.1%と初めて過半数を占める状況になった。

アドミッションポリシーとして掲げている「多様性」という点で、社会人の確保、法学部以外の専門学部からの入学者の確保について見ると、社会人 (大学又は大学院修了後 1 年以上経過し、23 歳以上の者) の入学者は 19 名であった。法学部以外の学部出身者は 7 名であった。

入学者の男女比率は、2014 年度は、既修は女性 5 名対男性 22 名であった。未修は女性 6 名対男性 9 名であった。入学者全体では、女性 11 名対男性 31 名である。

2014 年度の休学者は 7 名 (継続 1 名、新規 6 名)、退学者は 5 名 (うち、休学終了をもって退学した者は 1 名)、除籍者 1 名 (学費未納) であった。なお、回生進行保留 (原級留置) 者は 11 名 (既修 5 名、未修 6 名) であった。休学理由は、「病気」1 件、経済的理由 6 である。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者もあり、法科大学院の学習が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。

3. 教育体制

2014 年度は、商法分野で、法学部から 1 名の移籍があった。また、女性教員は 4 名である (研究者教員 3 名、実務家教員 1 名)。助教は 2 名であったが、2014 年度末で 1 名退職した。

また、専任教員の担当授業時間数については、半年度学外研究員を除き、2014 年度において、最大 10.47 コマ、最少 6.0 コマであり、平均では 8.10 コマとなった。現在では、過重負担はほぼ解消している。

Ⅲ カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

1. カリキュラムの実施状況

(1) 法律基本科目

① L1 科目

L1 における基礎的な学修の確保を図る観点から、段階的学習にも配慮しつつ、法律基本科目を前期と後期に手厚くかつバランスよく配置している。現在、前期に、憲法 A (3 単位)、民法 (4 単位・契約法 I)、民法 II (2 単位・不法行為)、刑法 A (4 単位)、商法 I (2 単位)、行政法 I (1 単位) を配置し、後期に、憲法 B (1 単位)、民法 III (2 単位・担保法)、民法 IV (2 単位・契約法 II)、民法 V (2 単位・家族法)、刑法 B (2 単位)、商法 II (2 単位)、商

法Ⅲ（2単位）を配置している。

② L2・S1科目

演習については、L2・S1の混合クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院2年目と1年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、相互に良い影響を与え合っているものと概ね認められる。しかし、未修既修の別ではなく、学生の到達水準の差に由来するクラス運営の困難さを生じる場合も認められており、必要性が高くかつ条件の整う科目（刑事訴訟法演習）においてグレード制を実施している。グレード制の取り組みが、学生の学力向上に役立っているかは、難しい問題である。FDフォーラム等をはじめグレード制の効果については検証が継続的に行われており、今後も検討が続けられるべきである。

③ 必修講義科目や演習はクラス指定制であるが、クラス変更を希望する院生が一定数存在する。受講したい科目との時間割上のバッティングなど、所定の理由があるものについて、クラス運営上の支障を生じない範囲内でクラス変更を認めている。

（2）実務基礎科目

① 実務総合演習

実務総合演習はいずれも、研究者と実務家の教員が複数で担当しているが、このチームティーチングの実質化に引き続き取り組んでいる。部門ごとに教材作成や教授方法、テーマ選択などについて検討されている。このような入念な検討が行われることを通じて、理論と実務の架橋という趣旨に沿った授業運営のあり方が具体化されている。

また、公法、刑事法、民事法のすべての実務総合演習科目で、履修前提科目のGPAに基づいてグレード別クラスを編成し、学生の到達レベルに応じた指導が行き届くように徹底している。このようなグレード制がどの程度効果を上げているかは、引き続き検討が必要である。

② 実習科目

リーガルクリニックⅠ（法律相談）、リーガルクリニックⅡ（女性と人権）、エクスターンシップの3科目のうち1科目を選択必修としていることは、本学のカリキュラム上の大きな特色である。2014年度の受講生は、リーガルクリニックⅠ31名、リーガルクリニックⅡ7名、エクスターンシップ23名であった。事前説明会と申し込みによる選抜、マナー&守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出、報告会、事後指導のスタイルは完全に定着している。

③ リーガルリサーチ&ライティングを必修科目とし、未修者、既修者ともに各々の1年目に配置している。

（3）基礎法学・隣接科目及び先端展開科目

① 科目展開

科目の配置、先端・展開科目の開設科目は適切であり、学生の選択にも十分に応えられていると評価できる。基礎法学・隣接科目及び先端展開科目では、問題関心に沿って選択された少人数クラスが多い結果、教育効果を上げていると評価することができる。

また、先端展開科目については、3系統の法務プログラムに講義2科目と演習1科目からなる科目パックを2ないし4つ配置して、専門性を体系的に深められるように工夫し、それぞれの科目の内容についても、重複が生じないよう配慮がなされている。そのうえで、先端・展開科目につきパックで履修するよう推奨し、また最終学年に臨床系の科目を配置しているのは系統的学習という点で教育的効果を上げている。もっとも、2016年度以降は、先端展開科目精選の観点から3系統の法務プログラムを解消するとともに、受講生の履修を促進する観点から、パック内の講義科目履修を前提に同パック内の演習科目の履修を許可するパック制を廃止することを決定した。

② 特色ある科目

a) アメリカン大学との協定に基づき実施している外国法務演習は、2014年度も適切な受講者数を確保することができたが（7名、うち法科大学院生5名、法学研究科生2名）、入学者数の減少に伴い年々、適切な数の受講生を確保することが困難になりつつある。地球市民法曹養成の趣旨に適合する科目であり、引き続き受講生を確保する努力を継続する。

b) 京都セミナー（現代法務特殊講義）は、2014年度も2月（2015年）に朱雀キャンパスで実施した。「英語で学ぶ日本法」のテーマで、元EU大使を講師として招へいするほか、立命館大学、成城大学、筑波大学、国土舘大学、帝塚山大学、学習院大学、神戸大学、西オーストラリア大学、シドニー大学、ボンド大学、北浜法律事務所より講師を招へいし、講義はすべて英語で行われた。参加者数は62名（うち法科大学院生は10名）であった。本科目についても、地球市民法曹養成の観点から、法科大学院受講生を増加させる努力を継続する。

c) そのほかの現代法務特殊講義として、「民事介入暴力」、「最高裁憲法判例」、「複雑民事訴訟」の3科目を開講した。

d) 応用人間科学研究科の司法臨床については、引き続き法務研究科との連携を図り、リーガルクリニックⅡの受講生を中心に履修指導を行った。なお、2016年度以降は、学生の履修を促進する観点から、現在、応用人間科学研究科科目である司法臨床を法務研究科カリキュラムに新設し、応用人間科学研究科と合併開講することを決定した。

（4）定期試験

法律基本科目の講義科目および演習科目ならびに、実務基礎科目のうち実務総合演習については、すべて定期試験科目として執行している。また、受講生の学修時間を確保するために、最終講義日から定期試験まで一定の間隔（いわゆるリーディングピリオド）をおくように配慮している。

(5) 成績評価

- ① 成績評価については、2012年3月27日の教授会において、同一科目複数担当の科目につき、クラス間のバラツキが生じないように、科目担当者会議を行い、成績評価基準の統一を図ること、単独で担当の科目についても厳格かつ適正な成績評価を行うこと、試験講評は、到達目標との関係がわかるように書くこと、出席していることだけで、平常点を付与することとはしないこと等を改めて決議した。この内容は毎年確認されている。
- ② 成績評価は、科目目標や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に照らして作成された試験問題を踏まえて、評価を行っている。これにより、個々の学生が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得したかを評価できる基準となっているといえる。ただし、かなり減少はしているものの、ごく一部の科目で担当者間の成績評価に差異が見られる。科目の特性や受講学生数による違いがあるのは当然であるが、適切でかつ厳格な成績評価が行われているかについては調査・検討を継続する必要がある。
- ③ さらに2013年の教授会で「法律基本科目と実務基礎科目においては、学生の応答や出欠による平常点評価の割合が全成績評価のうち2割を超えないものとする」との統一的な基準につき決議を行い、この決議に従った運用を実施している。

(6) 疑義照会・異議申立て

2014年度前期の疑義照会は31件(19名)、異議申立ては3件(3名)であった。2014年度後期の疑義照会は8件(7名)、異議申立ては5件(4名)であった。2005年度後期からこれらの制度を実施しているが、担当教員からは個別面談を行う等、丁寧な対応が行われている。

2. カリキュラム改革の概要・進捗

2014年9月の司法試験合格実績は33名となり、前年度より7名減少したものの関関同立では1位を奪還するなど検討している。もっとも、昨年につづき、全国トップ10には入れず、従来からの課題である合格率の向上に関しても、さらに合格率は低下することとなった。

法科大学院をめぐっては、全国的に受験者、入学者が顕著に減少し極めて厳しい状況が続いており、本学も例外ではない。そのような中で、司法試験合格者の質量の確保という法科大学院教育の使命の原点に再度立ち返り、その観点から2016年度以降のカリキュラムを以下のとおり大幅に改革することを決定した。

(1) 2016年度カリキュラム改革の基本方針

① 司法試験科目における指導の充実

司法試験科目への集中度を高め、司法試験科目について十分な指導のための時間と自学自習の時間を確保するとともに、法律基本科目のすべての科目において未修1年次前期から3年次後期までの全セメスターに講義科目又は演習科目を配置することでシームレスな

指導を行う。

② 履修時期の見直し

3年次後期に必修科目が配置されていることで、司法試験に向けた自学自習がおろそかになる傾向が顕著になってきているので、カリキュラムを全体的に前倒しし、司法試験の準備に向けた自学自習の時間を十分に確保することを可能とする。

③ 入学者・在学者の減少に伴う科目の精選

1 学年定員 100 名を前提とした現行カリキュラムを、2016 年度入学定員 70 名にあったものにするため、特に、先端展開科目を精選し、司法試験選択科目に関連する科目を除く一部の科目について廃止する。

(2) 2016 年度カリキュラム改革の概要

① 法律基本科目

法律基本科目の充実化のために以下の 3 点について改革する。

第 1 に、未修 2 年次前期に、「憲法 C」(1 単位) および「刑法 C」(1 単位) を新設する。これにともなって、既修者の入学時単位認定は 29 単位から 31 単位へ増加する。

第 2 に、選択科目として、「民事訴訟法 II」(複雑訴訟と救済訴訟)(2 単位) を 2 年次後期に、「民法展開演習」(2 単位)、「刑事法展開演習」(2 単位) を 3 年次後期にそれぞれ新設する。また、「民事訴訟法 II」の新設に伴い、現行の「民事訴訟法 A」(3 単位) について内容を見直し、一部を「民事訴訟法 II」に移すことにより、「民事訴訟法 I」(2 単位) に再編する。

第 3 に、実務基礎科目の実務総合演習を 3 年次前期に配置することに伴い、2 年次後期までに履修させる必要がある「刑事訴訟法 II」については現行の 2 年次後期から 2 年次前期に、「刑事訴訟法演習」については現行の 3 年次前期から 2 年次後期に前倒しする。あわせて、「刑事訴訟法 I」と「刑事訴訟法 II」についてはクォーター制として、「刑事訴訟法 I」を 2 年次第 1 クォーターに、「刑事訴訟法 II」を 2 年次第 2 クォーターに配置する。 ②

実務基礎科目

刑事法実務総合演習と民事法実務総合演習の履修セメスターを 3 年次後期から 3 年次前期に前倒しする。

③ 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目の要取得単位を 4 単位から 6 単位に増加させて、基礎法学・隣接科目の教育を強化する。その一環として、先端展開科目として設置している「英米法」の科目内容について、国家の基本構造や英米法の基本的な法体系を理解させる内容に変更し、「英米法基礎」に名称変更したうえで、基礎法学・隣接科目に置きなおす。

④ 先端・展開科目

要取得単位数を 24 単位から 16 単位に削減する。適切なクラスサイズの維持および特定の分野について高い専門性を身に付けさせるために選択と集中を進める。このため、科目

を精選し、「現代社会と事故」(2単位)、「消費者法務Ⅱ」(2単位)、「家事法務Ⅱ」(2単位)、「家事法務演習」(4単位)、「情報法」(2単位)、「社会保障法」(2単位)を廃止する。また、既存の科目の一部について科目内容を見直し、高い専門性を一層集中的に学修できるようにする。具体的には、「家事法務Ⅰ」(2単位)を「家事法務演習A」(2単位)に、「刑事法務Ⅰ」(2単位)を「経済刑法」(2単位)に、「刑事法務Ⅱ」(2単位)を「刑事弁護論」(2単位)に、「アジア法」(2単位)を「中国法」(2単位)、「消費者法務Ⅰ」(2単位)を「消費者法務」(2単位)にそれぞれ転換する。また、企業法務について、現在、「企業法務Ⅰ」(2単位)および「企業法務Ⅱ」(2単位)を設置しているところ、「企業法務」(2単位)および「企業法務演習」(2単位)に再編する。

さらに、本学法科大学院の人材育成目標であるグローバルな視点を持ち、企業や官庁にも活躍の場を広げられる「地球市民法曹」の養成に向けた取り組みを一段と強化するために、「英米私法」(2単位)、「商取引法先端演習」(2単位)を新設する。応用人間科学研究科科目であり、従来は他研究科受講科目ながら履修推奨としていた「司法臨床研究」(2単位)については、法務研究科カリキュラムに新設し、応用人間科学研究科との合併開講とする。

また、現在は複数クラスを開講している「現代法務特殊講義」(2単位)についても科目精選を行い、クラス減とする。

(3) 年間受講登録上限単位数

2年次前期に法律基本科目必修科目2単位分を新設することに伴い、2年次の年間受講登録上限単位数を36単位から38単位に引き上げる。

(4) 要修了単位数および修了要件

要修了単位数を現行の104単位から、99単位に引き下げる。修了要件のうち、(i) PA2.5以上であること、(ii) 法律基本科目必修科目の半数以上でB評価以上を取得することの2要件には変更はない。ただし、(ii)については、現行の科目数を基礎とした判定方法から、単位数を基礎とした判定方法に変更する。

(5) その他(原級留置者の特別履修制度見直しなど)

現在、未修1年次で原級留置となった者が特例として2年次配当科目の一部を履修できる特別履修制度を廃止し、一部の科目の履修年次を1年次以降に変更する。

IV FD等の授業改善

2014年度のFD委員会は、専門分野ごと、および、理論と実務の架橋をはかる法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民法系、刑事法系、先端・展開、実務基礎の各科目担当教員から9名のメンバーで構成された。FD委員会は、夏期休暇中を除いて12回開催し、FD活動の方針作成と実施を進めた。

授業改善に向けたFD活動の概要は、以下の通りである。

1. 授業改善アンケート

例年と同様、法科大学院独自の教学改善アンケートを、全科目・全クラスについて行なった。2014年度は、アンケート項目については前年度を踏襲した。対象については、例年通り、全科目・全クラスについて行い、前期・後期それぞれ、第1回目は、授業開講後第6週目のところで、アンケート用紙を授業時に配布し授業終了後に回収する方法で、第2回目は、第14または第15週に実施した。第1回目のアンケートは、その結果を後半の授業改善に反映させること、第2回目のアンケートは、授業改善の達成度を検証するとともに、次年度以降の授業改善やカリキュラム等の改革に反映させることを目的としている。

回収されたアンケートは、そのコピーが各授業担当者に渡され、個々の教員が授業改善に役立てるとともに、FD委員会委員が分担して分析を行なった結果を、FD委員会で集約・検討し、それを教授会に報告して、現状や課題、改善方向等を共通の認識にすることに努めた。分析結果の概要は、Web上で公表しており、また2012年度からFD委員会から教授会への報告文書を、法学部から法科大学院に出講している教員にも配布している。

2014年度後期第1回目アンケートは、5/13(月)～5/18(土)に実施し、回答率は84.4%であった。全体を通じて、理解度で「非常に深まった」27.5%、「ある程度深まった」62.5%であり、昨年度前期第1回アンケートにおける、「非常に深まった」25.0%、「ある程度深まった」63.9%より、理解度に関する自己認識は高くなった。満足度も「非常に満足」は28.8%から29.4%に、「満足」が57.6%から59.7%へと若干であるがさらに向上している。しかし、これらは回答者の主観的な評価の側面もある点を踏まえ、FDフォーラム(過去の開催内容は法科大学院HPで公開している)等を通じていっそうの授業改善につなげていきたい。

2014年度前期第2回目アンケートは、第14回または第15回授業日に実施し、回答率(回収数/受講登録者数)は1,325/1,567=84.6%(第1回は84.4%)であった。全体を通じて、「理解が非常に深まった」33.5%、「ある程度深まった」60.0%であり、第1回アンケート同様、高い水準である。教員の説明も、消極的評価は全体の7.0%以下、従来の「科目満足度」に変えて設けた「科目の目標達成度」では、「非常によく達成」が30.5%、「ある程度達成」61.0%で、合わせると90%を超えた。設問に「科目の目標」と入れることにより、教育目標に対する回答者の到達度評価を知りたいと考えたが、従前どおりかなり主観的な基準になっているところもなお存在すると思われる。

2014年度後期第1回授業アンケートは、第7週11月7日(木)～13日(水)を原則として全科目で実施した。全体の回収率は、のべ受講者1,266名中1,056名で83.4%であった。総合では、授業の理解度について、「非常に深まった」32.0%、「ある程度深まった」60.8%、教員の説位について、「非常に分かりやすい」39.0%、「わかりやすい」54.2%と積極的な評価を得ており、その結果、授業の満足度について、「非常に満足」36.6%、「満足」56.3%となっている。消極的な評価はおおむね5～7%程度にとどまっている。自由記述欄は、この科目について自分が得意とする点、欠けている点、授業の長所、改善してほ

しい点を項目としてかかげて記入を促しているが、あまり変わりなく、記入は少ない。

2014年度後期第2回授業アンケートは、第14週、第15週にかけて(1月6日(月)～18日(土)を原則として)全科目で実施した。全体の回収率は、のべ受講者1252名中1074名で85.8(第1回83.4%)であった。総合では、授業の理解度について、非常に深まった36.2(第1回32.0%)、ある程度深まった62.9(同60.8%)、教員の説明について、非常に分かりやすい42.6(同39.0%)、わかりやすい51.4(同54.2%)と積極的な評価を得ている。その結果、科目の目標達成についても、非常によく達成33.9%、ある程度達成58.5%となっている。消極的な評価は極めて少ない。自由記述欄は、第1回と同様に記入が少なく、問題点の指摘はさらに少なくなっている。

例年通り、全体的には教員の説明は分かりやすく、理解度、満足度、科目の到達目標への到達度とも高評価となっている。もっとも、教授会やFDフォーラム等で出されている問題点もあり、アンケート結果をこれらとも突き合わせて授業改善に活かす必要がある。また、アンケートの目的を明確にし、項目などの改善をさらに図る必要がある。自由記述が少なく、特に消極的な評価が出た場合の改善課題が分かりづらくなっている。この点も改善課題であろう。

2. FDフォーラム

今年度も、3回のFDフォーラムを実施した。そのテーマと概要は以下の通りである。また各回ごとに、開催予定は教授会での案内、ビラなどで告知するとともに、法科大学院ホームページに開催報告を掲載している。

第1回(2014年7月8日)テーマ「再履修クラスの授業を考える」

報告1 実務総合演習再履修クラスの現状と課題

- ① 公法 倉田原志教授
- ② 民事法 永井ユタカ教授
- ③ 刑事法 山口直也教授

報告2 再履修制度の今後について(論点整理) 湊野貴生教授(教務担当副研究科長)

正課の科目によっては、再履修クラスを設けており、現在の教務委員会の議論においても、再履修クラスの設置科目を拡大する検討も行われている。再履修クラスの授業方法や内容について、これまでまとまった議論はなかったため、テーマとして設定した。今回は、再履修クラスを法科大学院設置当初から設けている実務総合演習3科目での再履修クラスの現状と課題を担当者が報告し、また、演習、総合演習再履修クラスのあり方について包括的な問題提起を教務担当副研究科長が報告した。

質疑では、同一科目の再履修であり、基本的な到達目標は同じであるが、再履修者のみのクラスとした場合、授業内容の工夫が必要なのか、必要であるとしてどのような方法が考えられるかが中心となった。特に、同一教材をもう一度使用するのか、別の教材ないしは

補助教材のようなものを用いるのかについて議論があった。この点では、科目や、同一科目で、あってもさらにテーマによる違いもあるのではないかという指摘や、またカリキュラム体系的な問題では、再履修クラスを異なるセメスターに置く場合の関連科目との整合性の問題等の指摘もあった。

再履修クラスの設置は新しい試みであり、その実施の結果を FD フォーラムの場にフィードバックすることを確認して終了した。

第 2 回（2014 年 11 月 25 日）テーマ「演習授業の高度化の課題」

報告 1 村田敏一教授（コーポレート・ロー先端演習）

報告 2 吉村良一教授（民法総合演習）・生熊長幸教授（民法総合演習）

現在検討中のカリキュラム改革の中では、受講者個人の実態に即し、よりの確に力を伸ばせる授業科目のあり方、授業方法のあり方が一つの問題となっている。そのため、クラスグレード化、再履修クラスの導入、さらに 2 年次演習のあとを受ける従来の実務総合演習以外の「積み上げ」演習科目等が検討されている。今回の FD フォーラムでは、先端展開科目、法律基本科目としてそれぞれ高度な応用力の涵養を担う民事系の演習 2 科目の現状と課題につき、授業担当者より報告を受けた。

2 つの科目について、科目の達成目標、教材、現状の課題などの報告を受けた後、質疑を行った。市販の演習問題集を用い、かなり複雑な設例を検討させる演習であることは両科目に共通であるが、会社法では判例に基づくより実務指向が徹底され、民法では、法律基本科目という位置づけであることから、民法演習 I・II の不足分のフォローという側面が特徴的であった。質疑では、公法分野、刑事法分野での演習科目の組み立てについても参考意見が得られた。受講学生の習熟度にはかなりの幅もあるが、法律実務家としての専門知識、応用力を養うために、なお正課の演習系科目で対応すべき課題が存在すること、その方法の一つとして、一定程度の法律文章の作成を基にした授業運営が効果的と考えられることなど、共通の認識となったように思われる。今後のカリキュラム改革論議の状況に応じ、FD フォーラムでもさらに具体的レベルで、意見交換することを確認して終了した。

第 3 回（2015 年 3 月 3 日）テーマ「実務総合演習の授業内容・方法のあり方について」

報告 1 和田真一教授（民事法実務総合演習）

報告 2 浅田和茂教授（刑事法実務総合演習）・高田昭正教授（刑事法実務総合演習）

報告 3 北村和生教授（公法実務総合演習）

実務総合演習は、実務基礎科目として最終学年に配置され、法科大学院の教育理念である「実務と理論の架橋」をまさに総合的に実現する科目として位置づけられてきた。そのため、研究者教員と実務家教員の共同担当としたり、テーマ、教材についても工夫を重ねてきた。他方、司法試験との関連性、学生実態の急速な変化、さらに現在の議論では、演習科目での系統的学習が実務総合演習関連科目で進むなど、この実務総合演習の目標、授業内容、方法

についていま一度見直す時期に来ているように思われる。そこで、今回のFDフォーラムでは各科目責任者から「現状と課題」の報告を受けた上で、自由な意見交換を試みた。実務総合演習3科目ごとに状況は異なるが、実務総合演習としての統一的な枠組みで議論を進める必要があるため、3科目全てから報告を受けた。

同一の実務総合演習で、クラスグレード制、実務家と研究者の共同担当など、基本的な枠組みは共通にしつつも、公法、刑事法、民事法では具体的な授業内容はかなり異なっている。特に議論となったのは、民事法実務総合演習であった。法律基本科目、先端・展開科目において、民法、商法に係る演習科目が、実務基礎科目には民事裁判総合研究がこの間新設され、2016年度カリキュラム改革で、さらなる科目新設も予定されている。これらの法律科目で取り扱うテーマ、教材と実務基礎科目である実務総合演習との関係性、実務総合演習において訴状や準備書面などの文書を起案させることの意義についてなど、種々議論があった。

今後、各科目担当者会議でさらに具体的な課題を整理したうえで、科目改革につなげていくことを確認して閉会した。

3. 授業参観

前年度同様、新設科目と新任者担当科目の授業参観、昨年度からの新しい方針として、新任者には関連科目などの参観を1科目以上行い、報告書の提出を求めることも継続した。

これに加え、2014年度は前後期に開講されるすべてのL1対象の法律基本科目についてFD委員会を中心として授業参観を実施した。その趣旨は、本年度のL1入学者が未修11名で、かつてない小人数の講義となったこと、これに対応し、多くの授業で、講義室から演習室への教室変更が行われたことによる。

その結果、質疑の活発化や双方向性が高くなったなどの参観結果も得られ、院生との授業懇談会でもL1からそのような意見もあった。もっとも、効果という点では、現段階では授業アンケート、成績評価を見ても従前と特に異なる結果が出ているわけではない。ただし、次年度も継続的に見ていく必要がある。

授業参観は、参観科目の問題点を指摘するという側面もあるが、参観者が実践例を通じて学ぶという側面も有する。現在、参観報告書は授業担当者にコピーを渡すほか、FD委員会、教授会で報告、検討をしているが、FDフォーラムともども授業内容にどのように適切にフィードバックさせるか、今後も検討を進めたいと考えている。

4. その他

FD活動の成果を公開し、社会に向けても発進していくために、2006年度からFDニューズレターを発行している。2014年度は2015年4月に通巻第9号を発行した。

V 2015年度入試

1. 2015年度入試をめぐる状況

2014年の適性試験の入学有資格受験者（法科大学院受験資格を有する受験者）は3,994名であった（前年比83.3%）。近時、適性試験の入学有資格受験者の数は前年比で20%ずつ減少する傾向が続いている。文科省は、2013年11月に、法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化として、公的支援の見直し基準を改訂し、2015年度予算から実施するものとした。これによれば、入学定員の充足率については、直近の入学定員の充足率が50%未満の場合は0点の評価とされる。本学の2013年度入学者は57名（定員130名）であり定員充足率が50%を下回っていたことから、2014年度入学者より入学定員を100名に削減して、定員充足率50%以上を達成することを試みた。しかしながら2014年度入学者は42名であり、目標を達成することはできなかった。直近の入学定員充足率50%以上を達成することが喫緊の課題であることから、2016年度入学者から入学定員を削減して70名にすることを決定した。2015年度入学者は43名となり、昨年度を1名上回った。

2. 2015年度入試の改革点

既修者対象の法律科目試験において、従来の「民事法（120分）」を「民法（80分）」と「商法（60分）」に分割したうえで、商法の試験時間を実質的に延長し（45分相当→60分）、併せて配点も変更した（50点→100点）。また2015年度入試から、従来の社会人特別方式にかえて、法学未修者の社会人または非法学系課程出身者を対象としたC特別方式（書類点・小論文・面接で選考）と、法学既修者の社会人を対象としたD特別方式（書類点・法律科目試験・面接で選考）を導入し、中期日程・後期日程において実施した。

3. 2015年度入試の実施状況

（1）実施日程

	前期（8月）入試	中期（9月）入試	後期（2月）入試
出願期間	2014/7/7-7/15	2014/7/24-8/5	2015/1/6-1/16
科目選考	8/3 A方式・B方式	9/6 A方式・C特別・ D特別（面接） 9/7 B方式・D特別	2/7 A方式・C特別・ D特別（面接） 2/8 B方式・D特別
合格発表	8/22	9/26	2/20
1次手続	8/22-9/5	9/26-10/10	2次手続と一括
2次手続	2015/2/27-3/9	2015/2/27-3/9	2/20-3/9

転入学試験（後期入試と同日に同一会場で入学試験を実施）

※2015年度は出願者がおらず、執行せず。

出願資格の事前審査	2014/11/21-12/3
-----------	-----------------

出願期間	2015/1/6-1/16
入学試験	2/8
合格発表	2/20
入学手続	2/20-3/9

(2) 試験会場

前期・中期・後期とも京都と東京で実施した。京都では、前期・後期は朱雀キャンパスで行い、中期は衣笠キャンパスで実施した。また東京では、前期・中期は昭和女子大学、後期は立命館東京キャンパスで実施した。

(3) 入学試験方式

2014年度入試では、A方式・社会人特別方式・B方式という区分で入試を行っていたが、2015年度入試から、社会人特別方式にかえて、法学未修者の社会人または非法学系課程出身者を対象としたC特別方式（書類点・小論文・面接で選考）と、法学既修者の社会人を対象としたD特別方式（書類点・法律科目試験・面接で選考）を、中期日程・後期日程において実施した。

(4) 奨学金制度

2008年度入学者から、A奨学金は授業料免除15名、B奨学金は60万円支給40名とし、A、B奨学金いずれも初年度は入学試験成績によって受給者を決定する方式に改めたが、2012年度入試から、既修者向けのA奨学金につき、入試成績が特に優秀な者については2年間の学費全額を免除する2年間支給型のA奨学金を新たに設け、A奨学金受給者15名中の5名程度を当てることとした。2015年度入試からは、2年間支給型のA奨学金の名称をS奨学金に変更するとともに、S奨学金の給付対象を増加させる運用を可能とするため、S奨学金とA奨学金をあわせて15名程度に支給するという仕組みに変更した。

4. 実施結果

2015年度入試の実施結果は以下の通りである。

	前期（8月）		中期（9月）		後期（2月）		2015年度入試総計		
	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	入学者
A方式	24	12	24	9	12	8	60	29	15
B方式	81	36	103	40	46	23	230	99	26
C特別	—	—	9	4	3	2	12	6	2
D特別	—	—	2	0	3	0	5	0	0
総計	105	48	138	53	64	33	307	134	43

【過去3か年比較】

年度	日程	志願者数			合格者数			入学者数	
		未修	既修	合計	未修	既修	合計	未修	既修
2013年度	前期	60	172	232	30	80	110	11	46
	後期	9	68	77	5	20	25		
	合計	69	240	309	35	100	135		
2014年度	前期	34	95	129	16	39	55	15	27
	中期	49	160	209	16	65	81		
	後期	16	51	67	11	19	30		
	合計	99	306	405	43	123	166		
2015年度	前期	24	81	105	12	36	48	17	26
	中期	35	103	138	13	40	53		
	後期	18	46	64	10	23	33		
	合計	77	230	307	35	99	134		

5. 課題

(1) 志願者数と競争倍率

2014年度入試では、入試回数を2回から3回に増やしたことが功を奏し、志願者405名を獲得することができたが、2015年度入試においては、志願者307名にとどまった（前年比75.8%）。2015年度入試では、科目選考受験者（文科省基準の受験者）262名に対し合格者は134名となり、合格倍率（文科省基準での競争倍率）は1.96倍であった。合格倍率は2倍を下回ったが、2014年度入試（1.89倍）よりは改善している。定員の充足と競争倍率2倍の確保とを両立させることは困難な面があるものの、志願者の増加と歩留まり率の向上を今後も追求しなければならない（2016年度入試における改革点については後記6を参照）。

(2) 入試日程・入試会場

2015年度入試の前期日程の科目選考受験者は99名、中期日程の科目選考受験者は109名であり、いずれも前年度（前期日程119名、中期日程148名）を下回った。他方、2015年度入試の後期日程の科目選考受験者は54名であり、前年度（47名）を上回った。受験者確保の点では後期日程の重要性が増してきている。2015年度入試の東京会場における志願者は25名・科目選考受験者は22名であり、いずれも前年度（志願者47名・科目選考受験者27名）を下回ったが、立命館東京キャンパス（東京駅前サピアタワー）で実施した後期日程に関しては志願者9名・科目選考受験者6名となり、前年度（志願者9名・科目選考受験者3名）と同等以上の数字が出ている。大阪茨木キャンパス（OIC）の開設に伴い、OICでの入試が可能かどうか検討に値する。

(3) 出身大学の構成・学内進学

志願者の出身大学は、立命館がトップで、それに続くのは同志社、京都女子大となった。

2015 年度入学者のうち立命館出身者の割合は 41.9%となった（前年度は 58.1%）。志願者の質量確保のために立命館大学法学部との連携をより強化することは最重要課題である。

（４）奨学金

2015 年度入試にあつては、32 名に S 奨学金を付与し、そのうち 9 名が最終手続を行っている（前年度は 12 名に A 奨学金（2 年間支給型）を付与し、そのうち 3 名が最終手続を行った）。A 奨学金は 30 名に付与し、最終手続者は 14 名であった（前年度では 34 名に付与し、最終手続者は 11 名）。最終手続者数・歩留まり率ともに向上している。奨学金の有無は、進学先決定にあたっての重要な考慮要素になっていると考えられる。奨学金のさらなる充実の可能性について検討すべきである。

（５）教育型入試・入学前プログラム

2014 年度より、入試成績を全受験者に開示することで、法科大学院進学希望者が自身の学習到達度を認識できるようになる「教育型入試」を実施した。教育型入試の導入は、2014 年度入試における受験者数の増加に関しては、一定の効果はあったとみられる。しかしながら 2015 年度入試においては、志願者数・科目選考受験者数とも前年度より減少する結果となった。

入学前プログラムに関しては、従来から、未修者向けの民法の通信添削とスクーリングを実施していたところ、2014 年度入試以降は、10 月・3 月の入学前ガイダンスにおいて、既修者向けの入学前プログラムも実施している。入学前プログラムに関しては出席学生から高い評価が得られており、2016 年度入試においても引き続き実施することとしたい。

（６）広報

従来から、新聞社や予備校主催の説明会に参加しており、2013 年度入試からはリクルートによる WEB 上の合同説明会「ロースクール LIVE」にも参加している。2014 年度入試までは、11 月に大学院課主催の進学説明会（衣笠キャンパス）に参加していたが、出席学生がほとんどないことから、2015 年度入試では大学院課主催の進学説明会には参加していない。他方、法科大学院協会主催の「法科大学院がわかる会」が 2014 年秋から全国で開催され、本学は 11 月に京都会場（京都大学）での企画に参加した。そのほか、2013 年度入試から衣笠キャンパスにおいて入試過去問解説会を実施しており、2016 年度入試においても引き続き実施する予定である。本学独自の入試説明会を他大学において実施することができるかどうかも検討課題である。

6. 2016 年度入試の改革点

2014 年度において、2016 年度入試につき下記の改革を行うことを決定した。

①入学定員を 70 名（未修 20・既修 50）とする。

②早期卒業予定者及び飛び級入学予定者を対象とした E 特別方式（2 年修了制・法律科目試験と面接で選考）を後期日程において実施する。E 特別方式の合格者には全員に立命館大学法科大学院奨励奨学金を給付する。

③B方式（前期日程を除く）・E特別方式の法律科目試験では「訴訟法（民事訴訟法・刑事訴訟法）」を受験することもできるものとする（訴訟法オプション試験）。「訴訟法（民事訴訟法・刑事訴訟法）」は合否判定には用いないが、その成績に応じて2年修了制1年次配当科目「民事訴訟法Ⅰ」・「刑事訴訟法Ⅰ」のいずれかまたは両方の単位を認定する。

④飛び級の出願資格に関しては、「優秀な成績」に関する要件として、「3回生終了時に累積GPAが3.30以上あること、またはその見込みであること」が定められていたが、法律科目試験を実施する入試方式に出願する場合には、3回生終了時の累積GPAが「3.00以上」あれば足りるものとする。

VI 学習・進路就職支援

1. 学習支援

(1) 履修指導

プログラム・パック制度の在り方については、2010年度にカリキュラム改革（履修前提制の廃止、進級制の導入を含む）を行い、2011年度以降は履修推奨であることを履修要項に明記してきている。

(2) 正課のフォローアップ

今年度も全教員が年間を通じてオフィスアワーを設定し、時間割を作成して学生に公開している。また、授業終了後の質問の受付は、時間割が許す限り、すべての科目で励行されている。オフィスアワーを講義時間の後に設定したり、質問会形式を取ったりするなど工夫されている科目もある。

(3) LETの利用

シラバスの確認、資料のダウンロード、学習上の各種連絡、LEX/DB等により提供されている判例、文献情報等、法科大学院の学習生活にLETは欠かせない存在となっている。

また、2005年度から法学検定試験問題を予復習に活用できるようにした。法律基本科目の一部（憲法等）で実際に利用されている。さらに、2009年度より、院生の便宜のため、法律基本科目に関し、過去の定期試験問題をLETで公表している。

(4) 入学前指導など

入学前指導に関しては、従来から、未修者向けの民法の通信添削とスクーリングを実施していたところ、2013年度以降は、10月・3月の入学前ガイダンスにおいて、既修者向けの入学前プログラムも実施している。2014年10月の入学前ガイダンスでは、未修者向けの民法のスクーリングのほか、既修者向けの企画として、刑法と民法の2015年度入試問題を使って、論点の抽出、答案の構成、法的な論証の仕方について解説し、学習方法をアドバイスした。2015年3月の入学前ガイダンスでは、法科大学院入学後の授業・学習のイメージを持ってもらうことを目的として、既修者については民法、未修者については刑法の模擬授業を実施した。

(5) オリエンテーション企画

2009年度からは、企画内容を精選し日程を短縮しており、本年度も同様に実施した。

(6) エクスターンシップ・リーガルクリニック

本大学院の特色の1つである選択必修科目であるエクスターンシップ（法律事務所・自治体・企業研修）及びリーガルクリニックについては、春期受講者が夏期受講予定者に、夏期受講者が次年度の春期受講予定者にそれぞれ研修経験を伝えることによって、研修の充実を図っているところ本年度は2014年6月7日、2014年11月4日に実施した。

(7) 授業懇談会・学生面談

前期、後期とも学年毎に授業懇談会を行い、院生と講義内容や授業の持ち方等に関する質疑や意見交換を行った。法科大学院設置初期と異なり院生からの意見は減少しつつあるが、これまでと同様に、院生からの意見、要望は可能な限り授業に反映してきている。学生面談は、前・後期に1回ずつ実施し、院生の学習上の悩みや相談に対しアドバイスを行った。

2. 進路就職指導

(1) 司法試験について

司法試験に関する弁護士ゼミ等は2014年度もエクステンションセンターが実施した。エクステンションセンターは、立命館大学が学生・院生の進路・就職および卒業生を含む社会人の生涯教育に寄与することを目的として設置する全学のセンターであり（立命館大学「立命館大学エクステンションセンター運営規程」（2007年6月6日）1条）、本学法科大学院とは独立した組織である。

(2) キャリアデザイン

法科大学院の在學生や修了生が将来進路である法曹像を明確化する機会を与えるために、2009年度より、エクステンションセンター主催による講演会、大手弁護士事務所への訪問・見学会が実施されている。

2014年度は、8月にOB所属事務所への訪問会を実施した。このほか、2008年度から毎年、法科大学院同窓会主催（法科大学院、キャリアオフィス後援）により、法曹業務の魅力や法曹就職活動の実態を在學生・修了生に紹介する講演会が開催されてきており、2014年度は9月に開催した。

修了生への就職支援としては、これらのほか、大手弁護士事務所のサマークラークの募集の告知を受けて、エクステンションセンターがLETに情報を開示している。

また、弁護士事務所への就職活動については、本大学院同窓会及び立命館法曹会のネットワーク等による支援を得て、全国にある同会員の法律事務所からの求人情報を司法修習生に紹介する等している。

(3) その他

本研究科は、開設以来、新司法試験において2014年度の合格者を含め、411名の合格者を輩出し、わが国の法曹会に確固とした地位を築いてきた。また、法曹以外の分野でも、企業法務や国家・地方公務員、国会議員秘書等に多様な人材を送り出している。

しかし、法科大学院は、司法試験受験をあきらめ、進路を変更した者や受験回数制限を超えた者の就職支援を実施しなければならないという課題を抱えている。進路変更を希望する者に対する対応は、2009年10月から、エクステンションセンターを朱雀キャンパスにおける1次相談窓口と設定し、エクステンションセンターでの相談を受けて進路変更希望に応じ、全学のキャリアオフィス（民間企業へに就職希望の場合）やエクステンションセンターの公務員試験担当といった部署に対応を引き継ぐ体制が整備されている。エクステンションセンターにより、本学就職システムである CampusWeb を通して、求人票の公開もしている。

本法科大学院の司法試験合格者は、2014年度で33名、全国13位であったが、今後、受験回数の制限を超えた者が一定数出ること、また、その人数も順次増加することを予測しておくことが必要である。このため、エクステンションセンターと連携した修了者の全体的な進路状況の把握をはじめ、法科大学院としての対応の検討が必要となる。もっとも、一法科大学院による対応には限界があることから、ジュリナビ（法科大学院修了者向けの就職支援サイト）等の全国的な対応との連携が進められるべきであり、今後とも、キャリアオフィスとの連携を強化する必要がある。

VII 教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用

授業活動に付随する事務的な作業の多くは、教授会及び各種委員会の決定に基づき、事務職員が担当している。また、大学院法学研究科の博士課程後期課程の学生を、教育活動補助のための TA として採用する制度を設けている。この制度に基づき、2010年度に2人、2011年度に1人の TA を採用し、学生からの質問対応、小テストの採点といった活動を担っていた。しかし、大学院法学研究科の博士課程後期課程の学生の数の減少により、2012年度以降は採用に至っていない。

法科大学院の認証評価では、事務職員が8人配置され、教育を支援するための事務職員体制は整備されていると評価された。2014年度においても、事務職員体制に問題は生じていない。

VIII 法務研究科の運営について

法務研究科運営上および教学上の重要事項を審議決定するため、長期休暇中を除いて、概ね隔週で法科大学院教授会を開催している。2014年度においては、合計23回の教授会を開催した。

IX 2014年度研究業績

浅田 和茂教授

著書：(共編) 川端博、山口厚、井田良編『理論刑法学の探究⑦号』（成文堂、2014年6月）

(共編) 久岡康成、井戸田侃編『佐伯千仞著作選集第1巻 刑法の理論と体系』(信山社、2014年11月)

論文: 「自由と安全と生命倫理——胚の保護を巡って」、浅田和茂ほか編『自由と安全の刑事法学 生田勝義先生古稀祝賀論文集』(法律文化社、2014年9月) 125～142頁
「共犯の本質と処罰根拠——川端説を契機として」、井田良ほか編『川端博先生古稀記念論文集〔上巻〕』(成文堂、2014年10月) 503～529頁

生熊 長幸教授

論文: 「競売不動産の元所有者の買受人に対する固定資産税等の日割精算額の不当利得返還請求」石川明、三木浩一編『民事手続法の現代的機能』(信山社、2014年12月) 353～370頁

その他: 「Law Practice 民法I 総則・物権〔第2版〕」共著(2014年4月) 278～292頁

市川 正人教授

論文: 「保守化の中のアメリカ合衆国最高裁—2013年開廷期の判決から—」立命館法学 357・358号(2015年3月) 22～39頁

大下 英希教授

著書: (共著) 『判例刑法演習』(法律文化社、2015年3月) 「第14章財産上不法の利益」216～233頁、「第15章詐欺罪と財産上の損害」234～251頁、「第16章不法領得の意思」252～267頁、「第17章背任の意味と背任罪の共犯」268～286頁

論文: 「自救行為と刑法における財産権の保護」川端博ほか編『理論刑法学の探求第7号』(成文堂、2014年6月) 71～116頁

「譲渡担保権者による目的物の不承諾引揚げと自救行為」浅田和茂ほか編『自由と安全の刑事法学』(成文堂、2014年9月) 211～236頁

「自救行為と刑法における財産権の保護」刑法雑誌 52巻2号(2015年2月) 230～252頁

「強制執行妨害の拡大と重罰化」法学セミナー722号(2015年3月) 34～38頁

その他: 『判例回顧と展望2013』共著 法律時報 86巻7号(2014年6月) 51～76頁

籠橋 隆明教授

その他: 『奄美「自然の権利訴訟」の価値』単著 高橋信隆・亘理格・北村喜宣編『環境保全の法と理論』(北海道大学出版会、2014年) 446～451頁

加波 眞一教授

- 論文**：「非訟・家事審判の再審」石川、三木編『現代社会における民事手続法の機能』（信山社、2014年12月）737～759頁
「既判力基準時後の建物買取請求権行使について」立命館法学 356号（2014年12月）232～264頁
- その他**：「詐欺判決であることを再審事由とする第三者再審の可否」単著、平成25年度重要判例解説・別冊ジュリスト 1466号（有斐閣、2014年4月）136～137頁

北村 和生教授

- 著書**：（共著）『行政法の基本〔第5版〕』共著者：北村和生、佐伯彰洋、佐藤英世、高橋明男（法律文化社、2014年4月）88～119頁、213～252頁
- 論文**：「国家賠償における違法性と過失」新・法律学の争点シリーズ8巻（有斐閣、2014年9月）146～149頁
- その他**：「判例回顧と展望 2013年行政法」共著 法律時報 6月臨時増刊（日本評論社、2014年6月）36～40頁
「道路運送法上の公示をめぐる紛争」単著 法学教室 8月号（有斐閣、2014年8月）83-90頁
「道路運送法上の公示をめぐる紛争（2）」単著 法学教室 9月号（有斐閣、2014年9月）90-99頁
「学界展望 行政法」共著 公法研究 75巻（有斐閣、2014年10月）265-275頁

斎藤 浩教授

- 論文**：「もんじゅ事件残論及び原発行政訴訟における裁量論」立命館法学 2014年3号（2014年10月）
- その他**：『行政不服審査法改正に関する参議院総務委員会参考人陳述』参議院議事録（2014年6月）
シンポジウム『若手法曹がリアルに語る 法曹と法学教育の未来について』法学セミナー2015年1月号（2015年1月）

坂田 隆介助教

- 論文**：「医療保険改革法とアメリカ憲法（1）」立命館法学 356号（2014年）

島田 志帆教授

- 論文**：「株主名簿の閲覧請求と拒絶事由－1号の趣旨と解釈－」立命館法学 2014年第1号（2014年6月）121～146頁
判例研究「株主による取締役会議事録の閲覧請求が認められた事例」慶應義塾大学法学研究会、『法学研究』第88巻第2号（2015年2月）、41～54頁

高田 昭正教授

論文：「間接事実にもとづく有罪認定の準則・覚書」『生田勝義先生古稀祝賀論文集』（法律文化社、2014年9月）631～644頁

「刑事免責と被告人の証人適格」『刑事司法改革とは何か』（現代人文社、2014年9月）124～130頁

その他：〔判例研究〕『違法収集証拠として尿鑑定書を排除し、無罪を言い渡した事例』法律時報 2015年1月号（日本評論社、2014年12月）125～128頁

多田 一路教授

論文：「社会的民主主義と「参入」原理」総合社会福祉研究 44号（2014年）8～15頁

田中 恒好教授

その他：シンポジウム『京都セミナー及び東京セミナーに関するこれまでの概要』京都セミナー10周年記念シンポジウム（2015年2月）

中山 布紗教授

著書：（共著）『ロードマップ民法3債権総論』（一学舎、2014年4月）77～86頁

『市民生活と法〔第4版〕』（法律文化社、2014年9月）46～58頁

論文：「明示的一部請求と時効中断——明示的一部請求訴訟判決において債権総額が認定された場合残部について時効中断効は生じるか」『法律時報』日本評論社 1080号（2014年12月）375～378頁

中村 康江教授

論文：「株主名簿の閲覧謄写請求と拒絶事由(1) —会社法 125条 3項 1号 2号の意義と解釈」立命館法学 354号（2014年8月）33～55頁

「株主名簿の閲覧謄写請求と拒絶事由(2・完) —会社法 125条 3項 1号 2号の意義と解釈」立命館法学 355号（2014年10月）219～261頁

その他：「株主名簿閲覧謄写請求と拒絶事由」単著、ジュリスト臨時増刊平成25年度重要判例解説（ジュリスト 1466号）（2014年4月）104～105頁

渕野 貴生教授

論文：「黙秘する被疑者・被告人の黙秘権保障」季刊刑事弁護 79号（2014年7月）11～18頁

「防御の秘密と捜索・差押えの限界」生田勝義先生古稀祝賀論文集『自由と安全の

刑事法学』(法律文化社、2014年9月) 537～559頁

「刑事司法改革と対抗構想—通信傍受拡大案の検討を中心に」民主主義科学者協会
法律部会編『改憲を問う—民主主義法学からの視座』(日本評論社、2014年12月)
167～172頁

その他：翻訳 ジョジョア・ドレスラー／アラン・C・ミカエル〔著〕指宿信〔監訳〕
『アメリカ捜査法』、レクシスネクシス・ジャパン(2014年5月)第16章359
～385頁、第17章387～434頁、第18章435～478頁

松宮 孝明教授

著書：(共編)『自由と安全の刑事法学』生田勝義先生古稀祝賀論文集(法律文化社、2014
年9月)

共著(監訳)『ギュンター・ヤコブス著作集[第1巻] 犯罪論の基礎』(成文堂、
2014年11月)

論文：「詐欺罪と機能的治安法」『自由と安全の刑事法学 生田勝義先生古稀祝賀論文集』
(法律文化社、2014年9月) 361～390頁

「誤振込みと財産犯・再論」『川端博先生古稀記念論文集[下巻]』(成文堂、2014
年10月) 267～289頁

「日本とドイツにおける構成要件論の異同」立命館法学 357・358号(2014年5・6
号)(2015年3月) 215～236頁

「強盗と恐喝の区別について」法学新報 121巻11・12号(2015年3月) 341～358
頁

松本 克美教授

著書：(共著)『法学ことはじめ』法律文化社(2015年3月)

論文：「判批・明示的一部請求の訴えの提起と残部の債権に対する消滅時効の中断(最
判平成25・6・6)」判例評論 662号(2014年4月) 142～145頁

「一部請求と時効の中断—裁判上の催告の時効中断効について—」立命館法学
353

号(2014年6月) 27～66頁

「判批・児童の起こした自転車事故と母親の監督義務者責任」私法判例リマーク
ス 49号(2014年7月) 50～53頁

『過去の克服』と将来展望」法律時報増刊(日本評論社、2014年11月) 216～
221頁

「民法七二四条後段の二〇年期間の法的性質と民法改正の経過規定について」法
と

民主主義 495号(2015年1月) 41-45頁

「民法 724 条後段の 20 年期間の起算点と損害の発生—権利行使可能性に配慮した規範的損害顕在化時説の展開—」立命館法学 357・358 号（2015 年 3 月）1809～1848 頁

その他：学会報告「企画趣旨・児童期の性的虐待被害をめぐる損害賠償請求訴訟と時の壁」法社会学会 2014 年大会ミニシンポジウム（大阪大学、2014 年 5 月）
講演「建築瑕疵訴訟の到達点と課題—住宅の安全確保と被害回復の観点から—」
欠陥住宅全国ネット第 36 回四日市大会（じばさん三重ホール、2014 年 5 月）
研究会報告・単独「児童期の性的虐待被害と民事損害賠償請求権の〈時の壁〉問題」民主主義科学者協議会民事法分科会夏合宿（あいち健康プラザ、2014 年 8 月）
学会報告・単独「児童期の性的虐待被害と民事損害賠償請求権の〈時の壁〉問題」法と心理学会ワークショップ（関西学院大学・上ヶ原キャンパス、2014 年 10 月）

湊 二郎教授

著書：（共著）『行政不服審査の実務』（第一法規、2015 年 3 月）3301～3383 頁
論文：「ドイツにおける単純行政活動に対する不作為訴訟」『立命館法学』立命館大学法学会 356 号（2014 年 12 月）41～83 頁
その他：「旅客運賃認可処分取消訴訟における鉄道利用者の原告適格が肯定された例」『新・判例解説 Watch／2014 年 4 月』（日本評論社、2014 年 4 月）49～52 頁
「一般廃棄物処理業の許可処分の取消訴訟における既存業者の原告適格が認められた例」『新・判例解説 Watch／2014 年 10 月』（日本評論社、2014 年 10 月）41～44 頁

村田 敏一教授

論文：「生命保険契約における復活告知による危険選択」生命保険論集（生命保険文化センター）189 号（2014 年 12 月）73～98 頁
「会社法の解釈と法概念の統一性」立命館法学第 357・358 号（2015 年 3 月）277～296 頁
その他：「保険業法逐条解説 300 条 1 項 8 号、300 条 2 項」生命保険論集 188 号（2014 年 9 月）131～136 頁
「保険業法逐条解説規則 234 条 1 項 1 号」生命保険論集 190 号（2015 年 3 月）149～155 頁

薬師寺 公夫教授

著書：（共編著）ベーシック条約集 2015 年版（東信堂、2015 年 3 月）

山口 直也教授

- 論文：**「国連刑事司法から見た「新時代の刑事司法改革」『法と民主主義』490号（2014年7月）20～23頁
「刑事訴訟構造と取引的司法」『刑法雑誌』54巻1号（2014年8月）94～112頁
「米国少年司法の新動向一脱・厳罰主義から学ぶべきこと一」『自由と安全の刑事法学』（2014年9月）713-732頁
「米国少年司法の史的展開と現代的課題」『比較法雑誌』76号（2014年12月）157～164頁
「米国少年司法手続における検察官直接訴追の意義と機能」『立命館法学』357・358号（2015年3月）297-321頁

吉村 良一教授

- 論文：**「原子力損害賠償紛争審査会『中間指針』の性格」法律時報86巻5号（2014年5月）134～139頁
「福島第一原発事故被害の完全救済に向けて」環境と公害44巻1号（2014年7月）28～34頁
「原発事故と人権」法律時報臨時増刊『改憲を問う』（2014年12月）203～208頁
- その他：**「イレッサ薬害訴訟最高裁判決」単著 民法判例リマークス49号（2014年7月）42～45頁
「東京地判平成25年3月25日」単著 判例評論667号（2014年9月）155～159頁
「共同不法行為と過失相殺」単著 民法判例百選Ⅱ（第7版）（2015年1月）206～207頁

和田 真一教授

- その他：**「LawPractice 民法Ⅱ[第2版]」商事法務（2014年4月）273～278頁
「民法判例百選Ⅱ[第7版]」有斐閣（2015年1月）178～179頁